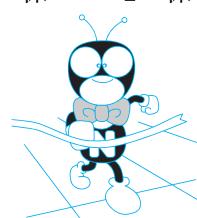


第1号被保険者(自営業者、農業従事者など)への独自給付!

問い合わせ先

市民課 国民年金係
☎ 63-5112

各支所市民課
国民年金担当係



◆付加年金

定額保険料にプラスして、付加保険料400円を納付することにより、年金に加算して受けることができます。

付加年金額(年額)= $200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$

なお、付加年金額は、年金額が変更された場合でも改定されません。

◆死亡一時金

国民年金の保険料を納めた期間と、半額免除期間の2分の1を合わせた期間が、36か月(3年)以上の人がある老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなつたときに、生計を同一にしていた遺族が受けられます(付加保険料を36か月以上納めています)。

ただし、遺族基礎年金や寡婦年金を受けられるときは、死亡一時金は受けられません。

社会保険事務所等では、指定口座に現金の振り込みを依頼したり、保険料の徴収を外部に委託して現金を徴収することはありません。

不審な電話を受けたときは即答せずに、相手の所属、氏名等を確認し、新潟西社会保険事務所にお問い合わせください。

☎ 025-225-3001

◎11月定例社会保険事務相談所 (年金相談等)の開設について

佐和田商工会

☎ 52-3148

17日(水)

午後1時30分～午後4時

両津商工会

☎ 27-5128

18日(木)

午前9時～午前11時30分

小木町商工会

☎ 86-2216

18日(木)

午前9時～午前11時

◆寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除を受けた期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなつたとき、妻は60歳から65歳になるまでの間受けられます。

ただし、次の条件があります。
※夫との間に婚姻関係が10年以上あること

※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていないこと

年金額は、夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3です。

◆不審な電話やハガキにご注意ください

社会保険事務所の職員等を装った不審な電話や「国民年金組合」「国民年金センター」等の架空の社会保険関係団体名による文書等により、年金受給者や被保険者及びその家族に現金の振り込みを依頼したり、請求する事例が多発しています。